

自由貿易港区施設設置管理条例

改正期日: 民国 101 (2012) 年 12 月 28 日

第一章 総則	
第 1 条	グローバル化の管理経営方法を発展し、積極的に貿易の自由化及び国際化を推進し、人員、貨物、金融及び技術の流通の便利を図り、国家競争力の向上及び経済発展を促進するため、特別に本条例を制定した。
第 2 条	自由貿易港区(以下は自由港区という)の設置及び管理は、本条例の規定に基づく。本条例に規定がない場合、その他関連法律の規定に適用する。但し、その他法律の規定は本条例の規定より有利的である場合、最も有利的な法律に適用する。(第 1 項)
	前項の但書は、第七章の罰則において適用しない。(第 2 項)
第 3 条	<p>本条例用語の定義は下記の通り:</p> <ol style="list-style-type: none"> 自由港区: 行政院が国際空港、国際港湾の管制区域内、管制区域である近隣地区、又は国際空港、国際港湾の管制区域の間に、科技施設を運用して完全な貨物状況報告システムを使用することを許可し、かつ、行政院より管制区域内における外国商務活動を行うことができる区域を許可したものを指す 自由港区事業: 自由港区において、貿易、倉庫、物流、コンテナの集散、輸出、運送、運送の引受、税関手続代理、組立て、配置、包装、修理、加工、製造、検査、実験、展覧又は技術サービスを行う許可を得た事業 自由港区事業以外の事業: 金融、積卸、飲食、旅館、ビジネス会議、交通運輸及びその他前号以外自由港区における運営許可を得た事業 商務人員: ビジネスの商談又は事務処理のために、自由港区へ出入りする人員 近隣とは、下記事情のいずれかがに該当する場合を指す: <ol style="list-style-type: none"> 国際空港、国際港湾の管制区域の土地と連結して、幅は 30 メートル以上に達した場合 土地と国際空港、国際港湾の管制区域との間は道路、水路で分かれているが、尚も管制区域を構成できる場合 土地は国際空港、国際港湾の管制区域との間に、幅1キロ以内の専属道路を設置することができる 国際港湾: 国際商業港湾又は査定を経過して、中華民国の船舶及び外国の商業船舶び進出を許可した工業専用港湾
第 4 条	本条例の主管機関は交通部である。
第 5 条	<p>自由港区の運営管理を統括し、並びに自由港区において必要とする各種のサービスを提供するため、主管機関は適当な機関を自由港区の管理機関として選定し、行政院の査定に提出する。(第 1 項)</p> <p>前項の主管機関に選定された機関は、かかる主管機関の所属機関ではない場合、選定された機関及びその上級機関の同意を得る必要がある。(第 2 項)</p>
第二章 港区の関係計画及び管理	
第 6 条	国際空港、国際港湾の管理機関(機構)は、管制区内の土地について、自由港区開発可能性の計画報告及び運営計画書を作成し、主管機関に申請する。主管機関は所在地直轄市、県(市)政府及び財政部の意見を求め、初歩的な審査同意を経て、かつ自由港区の管理機関を選定し、及び管理計画書を添付して、

	行政院に自由港区設置の審査に提出する。
第7条	<p>国際空港、国際港湾の管制区域内外の公有、私有土地の管理機関、所有者又は使用人は、開発可能性の計画報告及び運営計画書を作成し、国際空港、国際港湾の自由港区管理機構の初歩審査同意をに申請する。かつ、所在地直轄市、県(市)政府及び財政部の意見を求め、初歩的な審査同意を経て、並びに自由港区の管理機関を選定し、及び管理計画書を添付して、行政院に自由港区設置の審査に提出する。(第1項)</p> <p>前項の土地は土地主管機関に適当な用地区画の設定を申請する必要がある場合、自由港区の審査を提出する前に、先に用地区画の設定を申請しなければならない。(第2項)</p> <p>第1項という公有、私有土地の管理機関、所有者又は使用人は前項の手続きに基づいて申請を提出するとき、各管理機関は初歩審査を行うときに公聴会を開催し、民衆の意見を聞かなければならない。申請案件は自由港区設置の資格、条件に符合しない、又は管理上の困難がある場合、各管理機関は初歩審査において、申請を却下しなければならない。(第3項)</p> <p>第1項の使用人は、使用の土地について自由港区の設定を申請するとき、土地所有者の書面同意を得る必要がある。(第4項)</p>
第8条	前二条規定に基づいて、自由港区の設置を申請する資格、条件、申請手続、添付すべき書類及びその他遵守すべき事項について、主管機関より定める。
第9条	<p>自由港区管理機構は港区内の下記事項を監督管理する：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自由港区の管理運営、安全維持の計画及び執行 2. 自由港区事業及び自由港区事業外の事業の進駐申請の許可、運営廃止に関する事項 3. 人員及び貨物が自由港区を出入する許可、及び出入口の管制検査 4. 外国商務人員の入国許可申請の手続き 5. 自由港区事業の外国人員の居留延長の手続き 6. 密輸予防措置 7. 業務及び財務状況の審査 8. 自由港区事業、自由港区事業以外の事業の運営補助 9. 環境保護措置の促進、監督 10. デジタル化の監督管理 11. 法律又は上級機関より規定、交付された処理事項 12. その他行政管理に関する事項(第1項) <p>自由港区管理機構は自由港区内の下記事項を管理するとき、目的事業主管機関の委任又は委託を得る必要がある：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働者行政、労働者安全衛生及び労働検査 2. 工商登録証明書の発行 3. 工業電力使用証明の発行 4. 外国籍又は外国に居留している専門、技術人員雇用の許可 5. 税金減免に必要された関係証明の発行 6. 貨物輸出入証明、原産地証明書及び再輸出証明の発行

	7. 土地使用管制及び建築管理(第2項)
第10条	自由港区事業が雇用する本国の労働者数は、雇用労働者総数の60%に下回ってはならない。
第11条	自由港区事業が雇用した外国籍労働者給料は、労働基準法における基本賃金の規定に基づいて処理すること 自由港区事業が雇用した労働者について、先住民身分を有する者を総数の3%の割合で雇用しなければならない。(第1項) 前項の規定を違反して規定数量の労働者を雇用していない場合、その不足の人数を毎月の基本賃金に乗算して、定期的に中央の先住民主管機関が設立した就業基金専門口座に就業代金を納付する。(第2項) 第二項に定めた雇用基準を超えた人数を雇用した場合、奨励を与えること。該奨励方法は、中央の先住民主管機関より定める。(第3項)
第12条	自由港区内の下記事項について、各目的主管機関より従属機構を設立し、または専門人員を派遣して、自由港区管理機関の運営に合せて処理する: 1. 税金の納付 2. 税関業務 3. 検疫及び検査業務 4. 警察業務 5. 金融業務 6. 電力、水道及びその他公用事務に関する業務 7. 郵便、電信業務 8. その他公務機関業務
第13条	自由港区事業を申請するとき、運営計画書、貨物管理、貨物通関及び財務処理作業説明書を作成し、関係書類と併せて添付して、自由港区管理機関に施設設置及び運営許可を申請する。(第1項) 前項という事業の施設設置及び運営許可を申請するとき、具備すべき資格、運営組織の形態、申請手続、添付書類、各項運営監督管理作業、財務処理、許可の撤回、廃止及びその他遵守すべき事項に関する規定は、主管機関より定める。(第2項)
第14条	外国人は自由港区管理機関に対し、海外投資を専業とする持株会社の設立を申請することができ、外国人投資条例に適用しない。(第1項) 国際金融業務支店は前項の持株会社の外貨為替及び外貨為替取引業務を行うことができ、並びに国際金融業務条例第5条の関係規定に適用する。但し、該取引は国内の金融又は経済貿易取引と係らず、並びに新台幣ドルに係らないものに限る。(第2項)
第三章 貨物の自由流通	
第15条	自由港区事業が輸入、貯蔵できる物(貨)品について、輸入、貯蔵するとき、各目的事業主管機関の許可を取得、又は規定した関係書類を添付する必要がある下記各号のものを除き、その他法律又は法規命令に関する輸入制限を受けない: 1. 禁制品 2. 麻薬、銃砲、弾薬、刀剣 3. 毒性のある科学物質

	<p>4. 産業廃棄物 5. 放射性物品 6. 検疫を経過していない動植物及びその製品 7. 天然記念物の動物及びその製品 8. 貯蔵期間中に公害又は環境を汚染する虞がある貨物 9. 輸出先は管制地域の特定戦略性ハイテク貨物 10. その他目的主管機関が公告した物(貨)品(第1項)</p> <p>各目的事業主管機関は前項第10号の物(貨)品を公告するとき、税関及び本条例の主管機関に通知すること。(第2項)</p>
<p>第16条</p>	<p>自由港区事業が国外へ輸出とする物(貨)品について、輸出するとき、各目的事業主管機関の許可を取得、又は規定した関係書類を添付する必要がある下記各号のものを除き、その他法律又は法規命令に関する輸入制限を受けない:</p> <p>1. 産業廃棄物 2. 戦略性ハイテク貨物 3. ダイヤモンド原石 4. 管制薬品 5. ワシントン条約付属書に記載している動物又はその製品 6. 国際漁業組織 7. レーザーディスク、ビデオディスク、デジタルビデオディスク又はその他視聴著作 8. 毒性のある化学物質 9. 半導体ウエハー製造設備 10. 天然記念物の動物又はその製品 11. フッ化物及び 12. その他目的主管機関が公告した物(貨)品(第1項)</p> <p>各目的事業主管機関は前項第12号の物(貨)品を公告するとき、税関及び本条例の主管機関に通知すること。(第2項)</p>
<p>第17条</p>	<p>国外の貨物は自由港区に輸入、貯蔵し、自由港区貨物は外国へ輸出し、又はその他自由港区へ輸送した場合、自由港区事業は税関に通報し、並びに税関が登録を回報した後、初めて自由港区を進出することができる。(第1項)</p> <p>自由港区貨物を課税区、保税区へ輸送し、又は課税区、保税区の貨物を自由港区へ輸送するとき、貨物輸出入規定に基づいて処理し、並びに税関に通関手続を申請する。(第2項)</p> <p>自由港区事業は貨物の出荷を税関に通報した後、該貨物は区内で取引、自由流通することができる。(第3項)</p> <p>前三項の通報又は通関について、自由港区事業はパソコンネットワーク又は電子資料の伝送で税関に行く。(第4項)</p> <p>自由港区事業貨物の通報又は通関は、税関から処理の許可を得て、月毎に報告して作業を行う。(第5項)</p>

	自由港区事業貨物の貯蔵、整理、加工、製造、展示、通報、通関、報告、自己管理、検査、在庫調査、税金・費用の補填、貨物流通及びその他遵守すべき事項の規定は、財政部と関係機関と共同で定める。(第6項)
第四章 港区事業自己管理	
第18条	自由港区事業は、貨物管理、パソコンネットワーク通関及び財務処理作業等の貨物自己管理を行わなければならない。(第1項)
	自由港区事業は貨物の貯蔵、出荷、整理、加工、製造又は盗難、天災による損失等について、その作業性質に応じて、帳簿款項の登録、削除、審査廃止、補填税金・費用の削除、税金・費用の免除及びその他財務処理と関する自己管理事項を行う。(第2項)
	自由港区事業、港区の貨物保管区及び港区の門番は、自由港区事業の貨物管理について、貨物流通作業性質に応じて、電子資料の転送、資料保管、貨物の貯蔵、出荷及び移動の通報、又はその他貨物管理と関する自己管理事項を種類別で処理する。(第3項)
第19条	税関は連合検査機構を設置し、自由港区が貨物管理、パソコンネットワーク通関及び財務処理等の自己管理事項について検査を行い、並びに在庫の実地調査を執行することができる。自由港区事業はそれを回避、妨害又は拒絶することはできない。
第20条	自由港区事業は年ごとに在庫調査を行わなければならない、並びに調査後一ヶ月内に、在庫のリスト及び決算報告を税関の審査に提出する。必要時、期限内に一ヶ月の期限延長を申請することができる。(第1項)
	自由港区事業は前項規定に基づいて在庫調査を行うとき、簿記の在庫数量より多く場合、同時に帳簿に数量の追加登録を行う。簿記の在庫数量より少ない場合、同時に税関に対して税金・費用の補填を申請する。(第2項)
第五章 租税措置	
第21条	自由港区事業は運営のために国外から自由港区内に輸入した貨物について、関税、貨物税、営業税、たばこ税、酒税、貿易推進サービス税及び商港サービス税等の税目を免除する。(第1項)
	自由港区事業は自用機械、設備を国外から自由港区内に輸入した場合、関税、貨物税、営業税、貿易推進サービス税及び商港サービス税の税目を免除する。但し、輸入後5年以内に課税区へ輸送した場合、輸入貨物規定に基づいて関係税金・費用の補填を徴収する。(第2項)
	前二項規定に基づいて税金を免除したものは、税金免除、担保、簿記及び保証手続きを行う必要がない。(第3項)
	自由港区事業経営を申請して設置許可を得た場合、準備期間において前二項規定に適用する。(第4項)
第22条	自由港区事業が国外又は保税区へ輸送した貨物、若しくは課税区又は保税区から自由港区へ輸送した貨物について、貿易法の規定に基づいて貿易推進サービス税を免除する。
第23条	自由港区事業の貨物が課税区へ輸送するとき、貨物輸入又は関係規定に基づいて、関税、貨物税、営業税、たばこ税、酒税、貿易推進サービス税及び商港サービス税等を徴収する。但し、自由港区で加工、製造、整理、簡易加工、検査、実験を経過した場合、港区より運び出すときの形態の価格から貨物が付加価値及び関税を加算した価格を控除する。(第1項)
	自由港区事業は労務を課税区に提供した場合、法律に基づいて営業税を課徴する。(第2項)
第24条	自由港区事業は運営のために、課税区から貨物及び自用機械、設備を運び入れた場合、輸出とみなし、関

	<p>係法令規定に基づいて、関税、貨物税、たばこ税、酒税等の減免、免除又は返還を申請することができる。(第1項)</p> <p>自由港区事業は課税区より税込みの輸入貨物又は国産の非保税貨物を運び入れた場合、貨物を運び入れた翌日から5年以内に、該貨物を課税区へ運び戻したとき、関税を免除する。税別又は保税貨物を添付した場合、添付した該税別又は保税貨物について、関税及び関係税金を課徴しなければならない。(第2項)</p> <p>前二項貨物及び自用機械、設備は既に税金の減免、免除又は返還手続を行った場合、課税区へ運び戻したとき、減免、免除又は返還の税金額に基づいて補填を課徴する。(第3項)</p> <p>自由港区事業経営を申請して設置許可を得た場合、準備期間において課税区から貨物及び自用機械、設備を運び入れたとき、第1項及び前項規定に適用する。(第4項)</p>
第25条	<p>自由港区事業の免税貨物、機械、設備は、修理、実験、検査、加工の委託のために課税区へ輸送する必要があるが、税関に申請して許可を得た場合、税金担保の提供を免除することができる。但し、許可を得た後六ヶ月以内に自由港区へ運び戻し、並びに案件完結の手続を行うこと。期限を経過して尚も自由港区へ運び戻していない場合、税関に税金・費用の補填を申請しなければならない。(第1項)</p> <p>前項という課税区へ輸送する貨物は、特別な事情があつて、税関に申請して許可を得た場合、自由港区へ運び戻せず、直接に輸出した後、案件完結の手続を行うことができる。(第2項)</p> <p>第1項の貨物は自由港区へ運び戻す期限を延長する必要がある場合、期限が満期する前に、書面で理由を明記し、関係証明書類を添付して、税関に期限の延長を申請する。該期限の延長は、六ヶ月以内に限る。(第3項)</p> <p>自由港区事業は免税貨物を課税区へ輸送して展示する場合、前三項の規定に準用して処理する。(第4項)</p>
第26条	<p>自由港区内の免税貨物は、前条規定に基づいて委託加工のために課税区へ輸送した場合、管制貨物は除外しなければならない。(第1項)</p> <p>前項の課税区の受託業者が加工するときに添加した輸入原料は、下記事項のいずれかに該当する場合を除き、輸出品の原料税に基づいて、税金還付を申請する：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 財政部が公告し、税金還付を取消した項目 2. 原料より税金還付できる金額が完成品 FOB 価格に占めた割合又は金額は財政部が定めたものより下回る場合。(第2項) <p>課税区営業者は自由港区事業又は国外事業、期間、団体、組織の委託を受け、自由港区事業が輸入した貨物、機械及び設備について、修理、実験、検査、加工等の労務を提供した後、該貨物、機械及び設備の全数を自由港区に運び戻した場合、該労務による収入の営業税税率はゼロとする。(第3項)</p>
第27条	<p>自由港区事業の貨物を保税區へ輸送した場合、保税貨物の関係規定に基づいて、関係税金・費用を免除する。</p>
第28条	<p>下記貨物又は労務の営業税税率はゼロとする：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 課税区又は保税區営業者が自由港区事業販売した、自由港区事業の運営用貨物及び自用機械、設備 2. 保税區営業者が輸出業者に販売した、輸出業者は輸出のために自由港区に貯蔵した貨物 3. 課税区営業者が保税區業者に販売した、保税區業者は輸出のために自由港区に貯蔵した貨物

	<p>4. 課税区又は保税区域業者が自由港区事業販売した、自由港区事業の運営に関する労務(第1項)</p> <p>自由港区事業又は国外事業、機関、団体、組織は自由港区内において、貨物、労務を該自由港区の他事業、その他自由港区事業、国外業者又はその他保税区域事業に販売し、若しくは輸出業者に販売した後、課税区へ輸送せず、直接に輸出し、又は保税倉庫、物流センターに貯蔵して輸出に提供した場合、該営業税率はゼロとする。(第2項)</p>
第29条	<p>外国営利事業又はそれが中華民国国内に設立した支店は、自ら自由港区事業設置を申請して、自由港区内において貨物の貯蔵又は簡易加工に従事し、又は自由港区事業に委任して、かつ、該外国営利事業の貨物を国内外の顧客に販売した場合、該所得は営利事業所得税を免除する。但し、該年度において国内顧客に販売した貨物額は、該年度において国内外顧客に販売した貨物総額の10%を超えた場合、その超えた部分の営利事業所得税は免除しない。(第1項)</p> <p>中華民国国内に固定の営業所を有しない外国、中国、香港又は澳門の営利事業は、国際金属先物取引所が認可し、並びに主管機関が認可した商品又は同一税目番号に属す商品販売するとき、該商品は自由港区事業が自由港区主管機関の許可を得て自由港区内に貯蔵した場合、国内外顧客に商品販売してから得た所得は所得税を免除して、前項の但書規定の制限を受けない。該商品販売してから得た所得について、営利事業所得税の免除を申請する必要がなく、また、所得税法の規定に基づいて申告する必要がない。(第2項)</p> <p>前二項という営利事業所得税の免除の実施期限は中華民国131年12月31日までとする。その適用範囲及び要件、申請手続、認可機関、審査機関及びその他関係事項の規定は、主管機関と財政部と共同で定める。(第3項)</p>
第30条	<p>自由港区事業は運営のために運び入れた貨物を非運営目的の使用に変更した場合、事前に税関又は関係機関に申告し、関税、貨物税、営業税、たばこ税、酒税、貿易推進サービス費及び商港サービス費の補填を行う。</p>
第31条	<p>自由港区事業は自由港区管理機関の許可を得て営業を中止し、又は営業許可を廃止、撤回した場合、関係機械、設備及び在庫の貨物は在庫調査を経た後、数量は不足と発見したとき、関税、貨物税、営業税、たばこ税、酒税、貿易推進サービス費及び商港サービス費の補填を行わなければならない。(第1項)</p> <p>自由港区事業の設置を申請して許可を得たものは、自由港区管理機関より該許可を廃止又は撤回された場合、かかるものは準備期間中において減免した関税、貨物税、営業税、たばこ税、酒税、貿易推進サービス費及び商港サービス費の補填を行わなければならない。但し、該許可が廃止又は撤回された翌日から起算して六ヶ月以内に、国外から輸入した機械、設備を全部輸出した場合、この限りではない。(第2項)</p> <p>前項という自用機械、設備は関係税金・費用を補填し、又は輸出する前に、自由港区管理機関より管理する。(第3項)</p>
第32条	<p>銀行は国際金融業務条例の規定に基づいて、本社より目的事業主管機関の特許を申請し、自由港区内において、独立会計の国際金融業務支店を設立し、国際金融業務を営むことができる。</p>
第33条	<p>金融機構は銀行法、証券取引法第44条、外貨為替管理条例及び中央銀行法の規定に基づいて、目的事業主管機関に自由港区内において支店を設置することを申請し、並びに中央銀行の許可、指定を受けて外貨為替業務を処理する。</p>

第 34 条	国際金融業務支店は自由港区事業以外の外貨信用状、通知、為替保証、輸出入受取委託、外貨為替及び外貨為替取引等の業務を処理することができ、並びに国際金融業務条例第 5 条の関係規定に適用する。但し、該取引は国内の金融又は経済貿易取引に関わらず、及び新台幣ドルによる取引ではないものに限る。
第六章 出入国及び自由港区の出入り許可	
第 35 条	<p>外国籍商務人員は自由港区事業に代理を委任し、中華民国に入国するときにビザを申請することについて、自由港区管理機関の許可を申請する。(第 1 項)</p> <p>中国、香港又は澳門の商務人員は、兩岸関係の関連法律に基づいて、自由港区に進出して商務活動を従事することを申請することができる。関係規定は別段で定める。(第 2 項)</p>
第 36 条	<p>自由港区内において、管理人員、警備人員、自由港区事業の当番従業員、自由港区に進入する商務人員及び正当理由があつて、自由港区管理機関の同意を得たものを除き、区内に居住してはならない。(第 1 項)</p> <p>自由港区事業は所属従業員名簿、写真を自由港区管理機関に提出し、長期出入許可証又は通行証の発行を申請しなければならない。その他人員は自由港区管理機関に臨時出入許可証又は通行証を申請して、自由港区を出入する。(第 2 項)</p> <p>自由港区を出入する人員、車両及び物品は、関係許可書類を以って、管理機関が指定した場所より出入し、並びに警備人員の検査を受けること。(第 3 項)</p> <p>前三項に定めた人員及び車両の出入及び居住申請の資格、申請手続、添付すべき書類、許可の廃止・撤回及びその他遵守すべき規定は、主管機関より定める。(第 4 項)</p>
第七章 罰則	
第 37 条	<p>自由港区事業は第 15 条第 1 項の規定を違反した場合、税関より新台幣ドル 3 万元以上 30 万元以下の罰金を科する、並びに 30 日以内の制限を定めて貨物の退出を命じ、又は没入することができる。(第 1 項)</p> <p>前項規定に基づいて定めた期限を経過して尚も貨物を退出しない場合、税関は連続して処罰することができる。三回以上処罰して尚も貨物を退出しない場合、税関は該事業に対して自由港区への進入、貯蔵を六ヶ月以下禁止し、又は自由港区管理機関より該事業の運営許可を廃止することができる。(第 2 項)</p> <p>自由港区事業は第 16 条第 1 項規定を違反した場合、税関より新台幣ドル 3 万元以上 30 万元以下の罰金を科する。事情は重大である場合、税関は該事業に対して自由港区への進入、貯蔵を六ヶ月以下禁止し、又は自由港区管理機関より該事業の運営許可を廃止することができる。(第 3 項)</p>
第 38 条	<p>自由港区事業は第 17 条第 1 項又は第 3 項規定に基づいて税関に通報するとき、虚偽又は不実な事情がある場合、税関より新台幣ドル 3 万元以上 30 万元以下の罰金を連続して科することができる。事情は重大である場合、税関は該事業に対して自由港区への進入、貯蔵を六ヶ月以下禁止し、又は自由港区管理機関より該事業の運営許可を廃止することができる。(第 1 項)</p> <p>自由港区事業は第 17 条第 2 項規定に基づいて税関に通報を申請するとき、虚偽又は不実な事情がある場合、税関により税関の密輸取締条例の規定に基づいて処罰する。(第 2 項)</p> <p>自由港区は第 17 条第 1 項又は第 2 項規定を違反し、独断で貨物をその他自由港区、課税区又は保税区へ輸送して密輸行為を有する場合、税関により税関の密輸取締条例の規定に基づいて処罰する。(第 3 項)</p>

第 39 条	自由港区事業は第 18 条第 2 項又は第 3 項規定に違反した場合、税関より警告をし、又は新台幣ドル 3 万元以上 30 万元以下の罰金を処し、並びに期限を定めて改正を命じる。期限を経過して尚も改正しない場合、連続して処罰することができる。三回以上処罰して尚も改正しない場合、税関は該事業に対して自由港区への進入、貨物の貯蔵を六ヶ月以下に禁止し、又は月間報告作業の処理を命じ、若しくは自由港区管理機関より該事業の運営許可を廃止することができる。
第 40 条	自由港区事業は第 19 条規定を違反し、税関より新台幣ドル 3 万元以上 30 万元以下の罰金を処し、並びに連続して処罰することができる。三回以上処罰して尚も改正しない場合、自由港区管理機関より該事業の運営許可を廃止することができる。
第 41 条	自由港区事業は第 20 条第 1 項規定を違反し、定期的に在庫調査又は税関への審査を提出せず、又は第 2 項規定を違反し、帳簿の補正又は税金・費用の補填をしなかった場合、税関より新台幣ドル 3 万元以上 30 万元以下の罰金を処し、並びに期限を定めて改正を命じる。期限を経過して尚も改正しない場合、税関は該事業に対して自由港区への進入、貨物の貯蔵を六ヶ月以下に禁止し、又は自由港区管理機関より該事業の運営許可を廃止することができる。
第 42 条	自由港区事業が貯蔵した貨物は、第 30 条規定を違反して処理せず、又は審査して数量の不足を発見した場合、不足の貨物の税金・費用を補填する他、税関より新台幣ドル 3 万元以上 30 万元以下の罰金を処し、並びに期限を定めて改正を命じる。期限を経過して尚も改正しない場合、連続して処罰することができる。三回以上処罰して尚も改正しない場合、税関は該事業に対して自由港区への進入、貯蔵を六ヶ月以下禁止し、又は月間報告作業の処理を命じ、若しくは自由港区管理機関より該事業の運営許可を廃止することができる。(第 1 項)
	自由港区事業はその他違法の脱税事情がある場合、関係法律の規定に基づいて処理する。(第 2 項)
第 43 条	自由港区事業は第 35 条第 1 項規定に基づいて入国申請を代理した商務人員に対し、入区期間内において許可目的以外の行為に従事しないことを保証すること。該商務人員は入区期間内において許可目的以外の行為に従事した場合、入出国及び移民署は自由港区事業に新台幣ドル 6 千元以上 3 万元以下の罰金を処することができる。かつ、該商務人員が自由港区事業に代理を委任し、自由港区管理機関に中華民国に入国するときにビザを申請することを一年間受理しない。
第 44 条	自由港区を出入する人員は第 36 条第 1 項から第 3 項のいずれかの規定を違反した場合、自由港区事業より新台幣ドル 6 千元以上 3 万元以下の罰金を処することができる。
第八章 附則	
第 45 条	自由港区管理機関は自由港区と周辺的环境、公共施設の安全を維持し、及び第 9 条第 1 項に定めた管理事項を処理するために、自由港区事業及び自由港区事業以外の事業に対して、管理費、規費又はサービス費を徴収することができる。(第 1 項)
	税関は自由港区を出入する運輸工具及び貨物について、税関法第 101 条規定に基づいて規費を徴収すること。(第 2 項)
第 46 条	本条例は公布した日より施行する。

【この和訳は、参考資料用でございます。正確な条文の解釈は、原文の中国語文に基づき、解釈頂くようお願い申し上げます。】

本訳文は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。